

今期の消費者教育推進会議の進め方について（案）

1. 今期推進会議での検討事項

今期の推進会議では、（１）基本方針の見直しに向けた論点整理等を行うとともに、（２）社会情勢等の変化に対応した課題を議論。

（１）基本方針の見直しに向けた論点整理等

国及び地方の施策の実施状況等に関する調査、分析及び評価を踏まえ、消費者教育の現状を把握するとともに、基本方針に掲げられた「今後検討すべき課題」及び取りまとめ（平成 27 年 3 月 5 日公表）で指摘された「課題」等について順次検討する。平成 29 年 6 月までに、基本方針の見直しに向けた論点を整理。

（２）社会情勢等の変化に対応した課題

○若年者への消費者教育（成年年齢引下げに向けた環境整備等）

成年年齢の引下げに向けた環境整備が急務であること等を踏まえ、学校教育における消費者教育の実施状況を考慮し、最低限理解すべき契約に関する基本的な考え方や契約に伴う責任等の指導の充実を図るための教材等についての検討を行ってはどうか。

また、高校生、大学生を対象に、成人、社会人として消費者市民社会の形成に参画することの重要性の理解と、社会において消費者として主体的に行動できるような能力を育むための議論を行ってはどうか。

○その他

2. 当面の検討事項

（１）若者への消費者教育

以下について、平成 28 年 6 月までに、議論を取りまとめ。

① 学校における消費者教育の現状を踏まえた成年年齢引き下げに対応した環境整備

- ・最低限の知識を最短時間で全員が身に付けることに重点をおいて検討。
- ・文部科学省から、現在の学習指導要領における消費者教育に関する指導内容等についてヒアリング
- ・契約等に関して指導するために必要な教材はどのようなものか
- ・全員が身に付けるためにはどのような手段が有効か

- ・ 誰が授業を行うか（学校教諭、消費生活相談員等）

② 消費者市民社会の形成への参画の重要性への理解

消費者教育の担い手として、一定の知識を身に付けた高校生、大学生に活躍してもらう方策、大学生として身に付けるべき知識についても議論を行う。

(2) 消費者教育の推進に関する施策の実施状況の把握

以下の4点について、平成29年6月までに、基本方針の見直しに向けた論点を整理。

① 国における消費者教育及び消費生活に関連する教育の施策の実施状況の把握

- ・ 消費者教育、環境教育、食育、国際理解教育、金融経済教育、法教育等について関係省庁等よりヒアリング

② 都道府県・市町村における施策の実施状況の把握

- ・ 都道府県・市町村が策定する「消費者教育推進計画」等を基に、ヒアリング等を行い、都道府県・市町村の施策の実施状況の調査、分析、評価。
- ・ 先駆的プログラム実施自治体に対するヒアリング

③ 消費者教育の現状及び消費者市民社会の普及度の把握

- ・ 消費者教育の実施状況、消費者市民社会の普及度等を測るため、地方公共団体の協力を得てアンケート調査を実施。

④ 基本方針「今後検討すべき課題」及び取りまとめで指摘された「今後の課題」

- ・ 順次検討

3. 今後のスケジュール

- ・ 第10回推進会議（平成27年7月9日開催）の後、3か月に1回程度開催。
- ・ 必要に応じて作業部会等を開催。